

医療的ケア児・者の個別避難計画 作成に係る対応指針

令和6年12月策定



はじめに

近年、全国で数十年に一度という豪雨災害が毎年のように発生しており、本県においても令和元年佐賀豪雨や令和３年８月豪雨など記録的な降雨に伴う大雨災害や土砂災害により甚大な被害が生じました。

また、令和６年１月１日には、石川県能登半島において最大震度７の地震が発生し、多くの方が犠牲となりました。

このように、災害がいつ・どこで発生するか分からない状況であるため、地域で生活している医療的ケア児・者、特に「生命の維持に電源を必要とする」医療的ケア児・者の災害時における支援体制の確保は喫緊の課題となっております。

この「医療的ケア児・者の個別避難計画作成に係る対応指針」は、各市町が主体となり、県内にお住まいの医療的ケア児・者が災害に備え実効性のある個別避難計画を作成することを目的として作成しました。

個別避難計画の作成を通じて、医療的ケア児・者の災害時の支援体制の確保に努めていただくとともに、「自助」「共助」「公助」が連携した支援体制の構築や地域の人々、友人、世代間を超えた人々との間の顔の見える助け合いによる「互助」の構築に取り組んでいただきたいと思います。

目次

1 基礎知識編

- (1) 医療的ケアとは..... 1
- (2) 医療的ケア児・者について..... 2
- (3) 医療的ケア児・者の災害対策に必要なこと..... 2

2 個別避難計画作成の流れ

- (1) 医療的ケア児の全体把握..... 4
- (2) 避難行動要支援者名簿への登録..... 4
- (3) 個別避難計画の作成..... 4
- (4) 避難訓練の実施..... 7
- (5) 個別避難計画の見直し..... 9

3 停電対策

- (1) 電源の確保..... 9
- (2) 医療的ケアごとの停電対策..... 10

4 災害に備えた支援策

- (1) 佐賀県在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費給付事業（命の 72 時間事業）
..... 11
- (2) 災害対策・災害時対応ノート..... 11
- (3) 医療的ケア児情報共有システム MEIS..... 12
- (4) その他..... 12

1 基礎知識編

(1) 医療的ケアとは

医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行))のことを言います。

【医療的ケアの例】

○人工呼吸器

神経や筋肉の問題など、さまざまな理由で、自発呼吸が困難になった場合に人工的に肺に空気を送り込むのが人工呼吸器です。人工呼吸器には、鼻や口にマスクを装着して呼吸を補助(NPPV:非侵襲的陽圧換気)するものもあれば、気管切開部から換気を行う方法(TPPV:気管切開下陽圧換気)など、さまざまな種類があります。

24時間常時人工呼吸器が必要な方、寝るときだけ必要な方など、人によって使い方が違います。

○気管切開

なんらかの原因で呼吸や痰を吐き出すことが困難な方に、首の皮膚を切開して気管に穴を開け、呼吸や痰の吐き出しを行いやすくするとともに、その穴から気管カニューレを挿入し、気道を確保することです。

○酸素療法

なんらかの原因で酸素が十分にとりこめない方のために、足りない酸素を補うことです。自宅では空気からつくる酸素濃縮器を置くことが多いですが、酸素ボンベを携帯することで、外出することもできます。

○吸引(サクション)

自分で痰や鼻水を出したり、唾液を飲み込むのが難しい場合、吸引力テールを鼻、口、気管内に入れて、それらを取り除くことです。

○経鼻経管栄養

鼻から、胃や腸までチューブを通して、流動食や水分を入れることです。食べることが難しい方や誤嚥による肺炎になりやすい方が安全に栄養をとるための方法です。

○胃ろう

なんらかの原因で、口から食べ物が食べられなくなった方や、食べてもむせて肺炎などを起こしやすい方が安全に食事をとるために、胃に穴を開けチューブで直接栄養を送り込む方法です。

○導尿

なんらかの原因で尿が出せなくなったときに、尿道にチューブを入れて排尿を手助けすることです。

その他にも人工透析や酸素飽和度測定、インスリン注射など広範囲にわたります。

(2) 医療的ケア児・者について

○医療的ケア児・者とは、心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排せつなどの際に医療機器や医療的ケアを必要とする方たちです。

○医療的ケア児・者といっても状況は様々です。生まれてすぐに人工呼吸器や経管栄養が必要となり、以後もずっとそのケアが必要な状態が続く方もいれば、成長や身体機能の改善により、ケアの必要がほとんどなくなる方もいらっしゃいます。また、医療的ケアがあっても一部のADL（日常生活動作）は自立されている方もいます。

○在宅の医療的ケア児（0～19歳）は、全国で約2万人と推計（2023年時点）されており、近年の新生児医療の進展やNICU（新生児集中治療室）の整備促進を背景として、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもたちの命を救うケースが増えてきています。そのため、医療的ケア児・者は年々増加しており、多くの方が在宅で生活され、日常生活の中でケアを必要としています。

(3) 医療的ケア児・者の災害対策に必要なこと

医療的ケア児・者の災害対策を考えるに当たっては、次のことを念頭において検討をお願いします。

- ・各市町の管内に居住される医療的ケア児・者の全数把握
- ・ライフライン（特に電源）が確保された安全な避難先の確保
- ・関係機関と連携し、実効性のある「個別避難計画の作成」
- ・定期的な避難訓練の実施
- ・十分な「自助」「共助」「公助」のための医療的ケア児・者や家族への情報提供
- ・「共助」「公助」に必要な新たな連携や資源の発掘
- ・災害時の医療的ケア児・者の安否確認

2 個別避難計画の作成の流れ

(1) 医療的ケア児・者の全体把握

(2) 避難行動要支援者名簿への登録

→市町が本人及びご家族に個別避難計画について説明を行う

(3) 個別避難計画の作成

→市町が主体となり本人や家族、関係機関と連携し作成する
関係機関に個別避難計画の写しを配布し、共有する

※作成にあたっては、最初から 100 点満点を目指す必要はありません

【関係機関】

- ・市町
- ・保健福祉事務所
- ・医療機関
- ・訪問看護ステーション
- ・相談支援事業所
- ・学校
- ・保育所等
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・災害時小児周産期リエゾン
- ・医療的ケア児等コーディネーター
- ・佐賀県医療的ケア児支援センター

【確認・共有事項】

- ・家族も含む生活状況
- ・医療的ケア指示内容
- ・必要な医療機器
- ・居住区域のハザードマップ
- ・既存の避難所における電源の有無
- ・避難行動の必要性の可否 等

【検討事項】

- ・避難先
- ・避難行動時の支援の在り方
- ・避難先の設備、必要物品
- ・避難時の持参物
- ・避難後の生活
- ・2次避難の可能性 等

(4) 避難訓練の実施

- ・状況設定や目的を明確にして、シナリオを作成
- ・関係機関と連携して実施する



(5) 個別避難計画の見直し

- ・避難訓練での問題点に対し、計画内容を改善していく

(1) 医療的ケア児・者の全体把握

市町は、避難行動要支援者名簿への登録、個別避難計画の作成を行うため、市町管内に居住する医療的ケア児・者について、以下の方法で全体把握を行いましょう。

○全体把握の方法

- ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付時
- ・特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療受給者証の保持者
→災害対策基本法に基づき、県（管轄の保健福祉事務所）へ情報提供を依頼
- ・地域の医療機関からの個別ケースに関する情報提供
- ・新生児訪問事業等による情報提供
- ・県（保健福祉事務所や医療的ケア児支援センター）からの情報提供

(2) 避難行動要支援者名簿への登録

市町は避難行動要支援者名簿への登録後、本人及びご家族に対して避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への事前情報提供や個別避難計画の作成について説明を行い、事前情報提供や個別避難計画の作成について同意を得るよう働きかけましょう。

★ご家族への働きかけと地域とのつながり

医療的ケア児・者やそのご家族の中には、医療的ケアを受けながら在宅で生活していることを地域の方に知られたくないと考え、避難支援等関係者への事前情報提供や個別避難計画の作成について同意されない方もいらっしゃると思いますが、災害時に円滑に避難するためにも地域とのつながりは非常に大切です。そのため、個別避難計画を作成する過程の中で、医療的ケア児・者や家族が前向きに地域とつながることができるよう支援を行いましょう。

(3) 個別避難計画の作成

医療的ケア児・者は、個々で状態が異なるため、それぞれの状態を考慮した個別避難計画を作成する必要があります。

市町は、実効性のある個別避難計画を作成するために、以下のような関係機関と連携のうえ個別避難計画を作成しましょう。

市町及び関係機関は、災害発生時に医療的ケア児・者の支援を的確に行うため、平時から医療的ケア児・者の所在、療養状況、生活状況を把握し、災害時に活用できるようにしておきましょう。

完成した個別避難計画については、市町内で保管するだけでなく、その写しを本人・ご家族へ配布しましょう。

○市町及び関係機関の役割

関係機関	役割
市町	・ 関係機関との調整 ・ ハザードマップの確認

	・避難経路マップの作成支援 ・避難先の情報提供（電源の有無）	等
保健福祉事務所	対象者に関する情報提供	等
訪問看護ステーション	日常生活での医療的ケアの情報提供	等
医療機関	・医療情報の提供 ・医療的ケアに関する指示	等
相談支援事業所	生活状況の情報提供	等
医療的ケア児支援センター	・医療的ケア、日常生活に関する助言 ・災害時避難行動に関する助言 ・個別避難計画に関する助言	等

○考えられる避難先

電源が必要な医療機器を使用する医療的ケア児・者の場合、電源が確保できることと、介護・看護が適正に行えることが避難先を決める重要なポイントです。想定される避難先としては以下のとおりです。

- ・在宅避難（親類・知人宅を含む）
- ・福祉避難所
- ・市町が準備する非常用電源が備えられた避難先

★医療的ケア児・者の避難先を考える際の視点

- ・災害が想定される区域内ではないこと（避難先への移動時にリスクがないこと）
- ・スムーズに移動でき、電源が確保できること。空調設備があればなお望ましいが、常設できなくても扇風機や持ち運び可能な冷房・暖房など可能な範囲で対応する
→避難先でエレベーターを使う必要がある場合は、バギー等が入るか確認することや
停電等でエレベーターが使えない場合の移送方法も検討すること
- ・医療的ケア児・者の家族同士は、医療消耗品を分け合うことができたり、電源を使用しない吸引器などを共有できたりするなど「共助」しやすいため、同じ場所への避難を検討すること

○支援者の確保について

医療的ケア児・者の避難に際しては、医療機器や医薬品、衣服などたくさんの荷物を持って避難する必要があるため、以下のような支援者を確保する必要があります。

- ・親類、知人
- ・移動支援（地域生活支援事業）
※移動支援ほか平時に利用しているサービスは、災害時は利用が難しい場合もある
- ・自治会、民生委員などの避難支援等関係者
- ・消防署（※事前に調整が必要）

○関係者会議の開催

医療的ケア児・者本人とご家族、関係機関の担当者を集め関係者会議を開催し、避難のタイミングや避難時の連絡方法、移動手段について確認しましょう。顔の見える関係性を構築することにより、円滑な避難に繋がります。

☆県内の事例

○個別避難計画作成のための個別支援会議の開催（武雄市）

医療的ケア児本人と家族、地区民生委員や居宅介護ヘルパー、訪問看護ステーションの看護師、消防署の救急救命士、医療機器メーカー、県・市職員などの関係者が本人の自宅に集まり、本人の状態や居室の様子、使用する医療機器、避難する場合の持ち出し品などを関係者全員で確認・共有されています。

○避難時に必要と考えられる物品

医療的ケア児・者の状態によって、薬、栄養剤、紙おむつ、車いすなどが必要となります。

ひとりひとりの状況、家庭環境に応じた持ち出し品のチェックリストを作成し、いざという時に備えましょう。

【持ち出し品チェックリスト（例）】

- ☐ バックバルブマスク（アンビューバッグ）
- ☐ 気管カニューレ
- ☐ 予備吸引器（手動式、足踏み式）
- ☐ 予備の吸引カテーテル
- ☐ 予備の人工呼吸器回路
- ☐ 人工鼻
- ☐ 外部バッテリー
- ☐ 酸素ボンベ
- ☐ 経管栄養剤
- ☐ イリゲーター（栄養ボトル）
- ☐ 衛生材料（ガーゼ、滅菌手袋、蒸留水、消毒薬、注射器）
- ☐ 内服薬
- ☐ オムツ
- ☐ 健康保険証またはマイナンバーカード、健康保険資格確認証
- ☐ 子どもの医療費受給資格者証、重度心身障害者医療費受給資格証等
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 介護保険証
- ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証
- ☐ 服薬手帳
- ☐ 食料
- ☐ 飲料水
- ☐ 懐中電灯
- ☐ ラジオ
- ☐ 日用品

★医療的ケア児・者の個別避難計画作成の優先度について

医療的ケア児・者における個別避難計画の作成にあたっては、次のような「生命の維持に電源が必要な方」の計画作成を最優先に行いましょう。

- ・人工呼吸器を使用されている方
- ・痰の吸引が必要な方
- ・腹膜透析を行われている方
- ・インスリンの投与が必要な方（インスリンの保管に冷蔵庫が必要）

（４）避難訓練の実施

関係機関と連携し作成した個別避難計画の実行性を確認するため、以下のような避難訓練を実施しましょう。

① 気象情報等を入手し、避難を判断する訓練

訓練項目	訓練目標
気象情報、河川水位情報を収集する ☐ 気象庁のホームページを確認 ● あなたの街の防災情報 ● キキクル（危険度分布） ☐ 防災ネットあんあんを確認 ● 防災情報 ● 佐賀県防災・緊急マップ	☐ 必要な情報をホームページ等から入手できる
避難情報の入手 ☐ 携帯電話の緊急速報メールの確認 ☐ 防災ネットあんあんの避難情報 ☐ 各市町が提供する避難情報	☐ 居住地域に避難情報が発令されたら、避難を開始するために関係者に連絡できる

② 持ち出し品の準備・確認訓練

訓練項目	訓練目標
持ち出し品の準備を行う ☐ 持ち出し品のチェックリスト等により確認・準備	☐ 必要な資機材や医薬品、備品、身の回りの物を確認しながら準備できる
資機材の点検・使い方の確認 ☐ ラジオや懐中電灯などの持ち出し品が使える状態にあるか確認 ☐ 医療機器などの資機材の使用方法を確認	☐ 必要な資機材が使用できるか、適切に利用できるかを確認する

③ 地図上での避難経路の確認訓練

訓練項目	訓練目標
ハザードマップ上での確認・共有 ☐ 避難経路や危険箇所を確認、書き込み ☐ 関係者と情報共有	☐ 関係者間で避難経路や危険箇所を確認する

④ 避難先までの避難を円滑に行う訓練

訓練項目	訓練目標
関係者に避難の実施について連絡する ☐ 支援者に避難開始の連絡 ☐ 関係者との情報共有	☐ 円滑に連絡できる ☐ 必要な情報が関係者と共有できる
自宅から避難先まで避難を行う ☐ 自宅→車→避難先までの移動支援 ☐ 必要な医療機器や物品等の持ち出し	☐ 避難先まで円滑に避難できる ☐ 必要な医療機器や物品等を避難先へ持ち出しできる

⑤ 停電を想定した訓練

訓練項目	訓練目標
☐ 物品の確認と事前準備 ・外部バッテリーや蓄電池の充電、接続方法 ・吸引器の充電 ・バッグバルブマスク（アンビューバッグ）、足踏み式吸引器、発電機を準備	☐ いつ起こるか分からない災害を想定して、事前準備と使用方法を確認する
停電が発生した際の対応を行う ☐ 人工呼吸器の電源切り替え ☐ 酸素療法の場合は酸素ポンペに切り替え ☐ 充電式吸引器を用意、作動確認 ☐ ブレーカーを確認する 【停電が長引く場合】 （発電機の使用） 発電機の使用法を確認する ☐ 発電機を屋外で作動させる ☐ 発電機と充電する機器を接続する 電力を用いない方法を確認する ☐ バッグバルブマスク（アンビューバッグ）の使用 ☐ 足踏み式吸引器の使用	☐ 停電時に必要な対応を取ることができる ☐ 医療機器や発電機等を適切に使用できる ☐ 発電機の作動場所や接続方法、燃料・延長コードなどの必要物品の有無を確認する

(5) 個別避難計画の見直し

医療的ケア児・者については、成長や病状進行に伴って状態が変化することはもちろん、ハザードマップの状況、家族の状況、市町担当者の交代など環境が変化することから、年1回、支援者や関係者と避難訓練を実施し、連絡先や支援内容など、変更となった情報の共有を図りましょう。

★定期的な避難訓練から得られること

災害を想定して実際に動いてみるにより、避難する際の課題や必要な支援が明らかになります。避難訓練を繰り返し、見えた課題を改善していくことにより、医療的ケア児・者本人やご家族、支援者の負担を軽減することにも繋がります。

3 停電対策

(1) 電源の確保

○電力会社（一般送配電事業者）へのお願い

九州電力に対し、日常的に電気が必要な療養者（特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病医療受給者）であることをあらかじめ保健福祉事務所を通じ伝えます。

○専用の外部バッテリー

- ・ご使用の医療機器専用の外部バッテリーを準備します。停電が長時間におよぶ可能性を考慮し、複数のバッテリーを用意しておくことで安心です。
- ・バッテリーは経年劣化するため、劣化により充電時間が長くなったり、電力を供給できる時間が短くなったりすることがあります。

○蓄電池

- ・蓄電池を平常時に充電しておくことで非常時の電源として使用できます。
- ・医療機器を使用する本人やご家族、介助者が使用、運搬可能な、正弦波の蓄電池を選ぶようにしましょう。
- ・平時使用していない場合は、定期的に正常に動作するか確認をしましょう。

○発電機

- ・ガソリンタイプとカセットボンベで発電するガスタイプがあります。どちらも定期的にエンジンオイルや消耗部品などの交換が必要ですので、取扱説明書を参考に適時整備をしましょう。
- ・必ず、インバータ機能を搭載している発電機を購入するようにしましょう。
- ・医療機器メーカーは直接機器を発電機に接続した動作保証はしておりません。発電機から医療機器への直接の接続は避け、外部バッテリーや蓄電池の充電用に使用しましょう。
- ・その他にも、太陽光発電装置付きの蓄電池などがあります。

⚠ 発電機を屋内で使用すると一酸化炭素中毒を招く恐れがあります。

★非常用電源（発電機、蓄電池等）を購入する際に確認すべき点

- ・ 使用している医療機器の使用電力（W）に対応しているか
- ・ 使用可能時間や充電時間
- ・ バッテリーの耐用年数
- ・ 機械音の大きさ

○UPS（無停電装置）

常時接続しておくことにより、電源が切断された場合でも、接続している機器に対して、一定時間電力を供給し続ける装置です。

停電直後の人工呼吸器等の停止を予防するためにUPSを接続しておけば、停電が起こると、瞬時に自動でUPSからの外部電気供給に切り替わり、機器が突然停止することを防ぐことができます。

※自動的に外部電源と切り替わる機能のある医療機器もあります。

○自動車から電源をとる

自動車から電源をとる方法は、車種によって異なりますので、所有する自動車がどの方法に該当するのか、事前に確認しましょう。また、自動車から安全に電源をとるには注意点がありますので、しっかりと確認するようにしましょう。

【自動車から電源をとる方法】

- （ア）車内の100Vコンセントから電源をとる
- （イ）シガーソケット（アクセサリソケット）から電源をとる
- （ウ）充電専用のUSB端子から電源をとる

（２）医療的ケアごとの停電対策

○人工呼吸器

- ・ 人工呼吸器専用外部バッテリーが何時間使用できるのか確認しましょう。
- ・ バッテリーには内臓バッテリーと着脱式バッテリーがあり、停電が起こっても、直ちに人工呼吸器が作動停止とはなりません。
- ・ 発電機や電気自動車の電源は着脱式バッテリーの充電のために使用し、直接、人工呼吸器に接続しないようにしましょう。
- ・ バッテリーが充電されていても、作動しない場合は、人工呼吸器の破損・故障が考えられるので、バッグバルブマスク（アンビューバッグ）で人工呼吸を行いながら、速やかに救急車の要請または病院を受診しましょう。
- ・ 着脱式バッテリーは経年劣化があり、放置しておくとも放電してしまうので、定期的に充電や動作確認を行いましょう。

○吸引器

- ・ バッテリー内臓の吸引器を用意しておき、常に充電しておきましょう。
- ・ 予備の吸引器や、足踏み式（手動式）、乾電池式の吸引器も用意しましょう。

○加温加湿器（人工呼吸器用）

- ・長時間加温加湿しないと冷たい空気を吸い続けて、体調悪化の原因となります。
- ・停電時、外部電源を得ることが難しい場合は人工鼻フィルターに切り替えましょう。また、使い捨てカイロを貼って加温加湿器を温めましょう。

○酸素濃縮器

- ・携帯用酸素ポンプを用意しておき、酸素ポンプに切り替える。
- ・バッテリー内臓タイプや、設置型液体酸素に変更する方法もある。

4 災害に備えた支援策

（１）佐賀県在宅人工呼吸器使用者等非常用電源整備費給付事業（命の 72 時間事業）

○内容

在宅で生命の維持のために人工呼吸器使用又は気管切開により生命維持のため医療機器を日常的に使用する障害者・児、小児慢性特定疾病児童等、指定難病患者（以下、障害者等という。）の方に対し、非常用電源整備に係る用具の購入費を一部給付します。

○対象用具

人工呼吸器等用自家発電機、蓄電池、外部バッテリー等

○対象となる方

県内にお住まいの障害者等の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 在宅で、生命維持のために人工呼吸器を使用しており、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする方
- ② 在宅で、気管切開により、生命維持のため医療機器を日常的に使用しており、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする方

○給付上限額

給付上限額（20 万円）と購入費用のいずれか少ない方の額

○申請先

申請者の居住地域を所管する保健福祉事務所

○県の担当課

健康福祉政策課、障害福祉課、こども家庭課

（２）災害対策・災害時対応ノート

○内容

指定難病等で人工呼吸器等を使用している方の災害時の備えの啓発資料として作成されたものです。いざという時に必要な準備や情報を確認するためにご使用いただけます。

○掲載 URL

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00354959/index.html>

(3) 医療的ケア児情報共有システム MEIS

○内容

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、その対応に当たる医師・医療機関（特に救急医）等が迅速に必要な患者情報を共有するためのシステムです。詳細については、こども家庭庁のホームページをご確認ください。

○利用方法

医療的ケア児の家族及び医師による事前の申請・登録が必要です。

(4) その他

- ・佐賀県医療的ケア児支援センターにおける情報発信

参考文献

- 1) 佐賀県で暮らす医療的ケア児とご家族のための在宅生活支援ガイドブック
佐賀県健康福祉部障害福祉課 2022 年 3 月
- 2) 令和 3 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（難治性疾患政策研究事業）「難病患者の総合的地域支援体制に関する研究」班 災害時難病患者個別避難計画を策定するための指針 追補版 2022
- 3) 医療的ケア児災害時個別支援計画作成マニュアル
青森県小児在宅支援センター 2024
- 4) 医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～第 3 版
国立研修開発法人国立成育医療研究センター 2024
- 5) 医療的ケア児の災害時避難における課題について 村上地域振興局健康福祉部
- 6) 「災害時対応ノート」作成のための小児在宅医療的ケア児災害時対応マニュアル
三重県小児科医会 小児在宅検討委員会 周産期委員会 2022 年 9 月
- 7) 医療的ケア児の災害対策について（公立病院の持つ役割について）
東京都小児総合医療センター 在宅診療科 冨田 直
- 8) 災害時個別支援計画の作成について
北九州市保健福祉局障害者支援課 2021 年 11 月
- 9) 風水害に備えた人工呼吸器装着患者の避難入院 ―医療機関への提案―
厚生労働科学研究費 厚生労働行政推進調査事業費 「難病患者の総合的地域支援体制に関する研究」班 2020 年 7 月
- 10) 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策 こども家庭庁
- 11) 医療的ケア啓発パンフレット「医療的ケア～知ってほしい医療的ケア児・者と家族の思い～」第 2 版 神奈川県横浜市 2021 年 3 月
- 12) 個別避難計画作成および避難訓練実施に関する事例集 広島県広島市 2024 年 3 月
- 13) こどもの命を守る 医療的ケア児の防災マニュアル お家でできること 8 選
アンリーシュ

医療的ケア児・者の個別避難計画作成に係る対応指針

作成 令和6年12月10日

発行 佐賀県健康福祉部社会福祉課

TEL：0952-25-7053

FAX：0952-25-7264